

## 議第24号

三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部  
を改正する条例案

三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成31年三島市  
条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円
5	615,000円
6	718,000円
7	839,000円

第5条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」を  
「100分の170」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和  
6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士